

# 犯罪被害者等給付金に関する裁定事務の取扱いについて(通達)

平成13年7月17日

熊警第3041号

〔沿革〕 平成14年3月熊警第268号改正

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第11条の規定に基づく犯罪被害者等給付金の裁定に関する事務については、法及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害給付制度事務処理要領の制定について(平成13年6月22日付け警察庁丙給厚発第17号。以下「要領」という。)に定めるもののほか、平成13年8月1日から下記により実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 発生報告

警察署長は、法第2条第1項に規定する犯罪被害を受けたと認められる者を把握したときは、速やかに被害の概要を犯罪被害発生報告書(別記様式)に記載し、警察本部広報県民課長(以下「広報県民課長」という。)に送付するものとする。

### 2 照会に対する回答

警察署長は、法第13条第2項の規定により都道府県公安委員会から裁定を行うために必要な事項について照会を受けたときは、その旨を広報県民課長に速報するとともに、速やかに回答するものとする。この場合において、当該警察署長は、照会事項に疑義があると認めるとき又は回答することによって捜査若しくは公判に著しい支障があると認めるときは、回答の適否、時期等について広報県民課長及び当該照会事項を主管する所属の長と協議するものとする。

### 3 事実関係の検討

要領第9の4の(3)の規定による事実関係の検討結果を更に検討する方法については、警察本部の事件主管課長との協議によるものとする。